

平成26年第5回佐渡市議会定例会会議録（第4号）

平成26年6月20日（金曜日）

議事日程（第4号）

平成26年6月20日（金）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	岩崎隆寿君	14番	中村良夫君
15番	村川四郎君	16番	佐藤孝君
17番	金光英晴君	18番	猪股文彦君
19番	金子克己君	20番	祝優雄君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	近藤和義君	24番	根岸勇雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	児玉勝巳君	総合政策監	池町円君
総務課長	計良孝晴君	総合政策長	渡辺竜五君
行政改革長	本間聡君	世界遺産推進課長	安藤信義君
財務課長	伊貝秀一君	地域振興課長	計良隆弘君
交通政策長	渡邊裕次君	市民生活課長	村川一博君

税 務 課 長	川	上	達	也	君	環 境 対 策 長	名	畑	匡	章	君
社 会 福 祉 長	鍵	谷	繁	樹	君	高 齢 福 祉 長	後	藤	友	二	君
農 林 水 産 長	山	本	雅	明	君	観 光 振 興 長	濱	野	利	夫	君
産 業 振 興 長	市	橋	秀	紀	君	建 設 課 長	金	田	一	則	君
上 下 水 道 長	和	倉	永	久	君	学 校 教 育 長	吉	田		泉	君
社 会 教 育 長	大	橋	幸	喜	君	両 津 病 院 長	小	路		昭	君
農 業 委 員 会 長	長		敏	宏	君	消 防 長	深	野	俊	之	君
危 機 管 理 幹	坂	田	和	三	君	庁 舎 整 備 幹	鈴	木	一	郎	君
契 約 管 理 幹	伊	藤	浩	二	君						

事務局職員出席者

事 務 局 長	源	田	俊	夫	君	事務局次長	中	川	雅	史	君
議 事 調 査 長	齋	藤	壮	一	君	議事調査係	太	田	一	人	君

平成26年第5回（6月）定例会 一般質問通告表（6月20日）

順	質 問 事 項	質 問 者
9	1 市長見解を問う (1) 集団的自衛権 (2) 原発 (3) 非核平和宣言 2 教育長見解を問う (1) 日の丸・君が代 (2) 教育委員会改革 3 計画と進捗状況を問う (1) 新空港建設 (2) 世界遺産認定 (3) ホテル・旅館の耐震補助制度 (4) 小木地区老朽ホテルの県との交渉結果と対策 4 市と県で重複している業務は何か 業務共同化に向けた検討が必要ではないか 5 認知症患者数と対策 6 住宅リフォーム事業は当初予算に計上すべきではないか 7 市営住宅の不法入居と家賃滞納の現状と対策	近 藤 和 義

午前10時00分 開議

○議長（根岸勇雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（根岸勇雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔に行うようお願いします。

近藤和義君の一般質問を許します。

近藤和義君。

〔23番 近藤和義君登壇〕

○23番（近藤和義君） おはようございます。世界遺産議員連盟会長の近藤和義であります。本定例会最後の一般質問をいたします。

先月、東京渋谷から1通の封書が届きました。近藤資料別紙です。今、事務局で刷っています。もうすぐお手元に行きます。紹介します。「佐渡市長、甲斐元也氏への手紙。道の駅「芸能とトキの里」が、学校法人「新潟国際芸術学院」に売却された。延べ床面積3,600平方メートルである。東富理事長の説明では、年間3,000人の画学生が訪れる研修施設にするそうだ。ありえない。私は、断言する。道の駅は、人民解放軍の兵舎になる。佐渡の道の駅は、両津港からも近く、軍事的要衝にある。瀋陽軍区一羅津港一佐渡一新潟一東京と、比べて見ると、一直線に並んでおり、人民解放軍の日本侵略の最短ルートだ。中国共産党は、日本全国に七ヶ所の巨大領事館を建設しようと計画した。しかし、名古屋、新潟、仙台の市民が、反対運動を起こし、阻止した。民主党政権時代に、進めれたが、自民政権になって、軍事的危険性が指摘され、止まっている。道の駅の購入は、万代小跡地が、反対運動により阻止された時期と合致する。3,000人の画学生を受け入れれば、食糧等の購入があり、佐渡市の経済が、活性化すると判断しているのだろう。だから、三年間で、1,500万円の補助金を出している。60年前、中国は、「交通の便が良くなる」と言って、チベット人に金を払い、道路の拡幅を行った。その整備された道を通って、人民解放軍は、チベットを侵略した。同じく、ウイグルでは、進攻した人民解放軍は、砂漠に陣を敷いた。「ウイグル人の生活を壊しません」「水、食糧を売って下さい」。ウイグル人は、「商売になる」と、喜んで、水、食糧を人民解放軍に、売りに行った。中国の侵略とは、このようなものだ。相手の望む物を与えて入り込み、最後は、武器をもって支配する。唐家璇（とうかせん）が、佐渡を訪れたという事は、中国共産党の国家戦略である。決して、物見遊山ではない。中国は、2010年7月、国防動員法を施行した。その概要は、戦時には、中国国内にいる敵国人を捕虜に出来る。敵国内にいる中国人は、工作員として働かなければならない。というものである。尖閣諸島で、紛争が起きた時、国防動員法が日本に対して発動される危険性は高い。その時、道の駅に駐留する人民解放軍は、佐渡を制圧するだろう。監視体制を構築せよ。佐渡は、人民解放軍、日本侵略の最前線である。佐渡のクリミア化を防げ。平成26年4月30日、中華覇権主義の拡張を緩さない会、上蘭益雄」。市長宛ての手紙ですから、もちろん甲斐市長にも届いていると思います。この文書の内容は、極めて信をなしているものと私は考えます。

去る4月6日から11日にかけて、計5回にわたって、産経新聞で「島が危ない」と題して佐渡特集が掲

載されました。4月6日の記事。中国は日本海に面する北朝鮮の羅津港を租借して50年間の使用权を獲得、平成24年には羅津港から100キロ離れた清津港を30年間使用する権利を確保した。羅津港と清津港はいずれも進路を南にとれば佐渡島に行き着く。防衛省幹部は、中国の空母・遼寧の動向が大きな懸念材料であり、「60機、70機の戦闘機を搭載できるので、一つの航空団並みの大きさになる。それがそのまま日本海を動いていると同じことになり、脅威である。中国が佐渡島や新潟に拠点をつくると、日本海が中国の内海化する危険性がある」と、その危機感と警戒の必要性を強く防衛省は述べています。唐家璇氏の佐渡訪問の目的は何か。唐氏クラスになると共産党中央書記局の指示がないと自由には動けない。唐氏の同行メンバーで現在の佐渡市長、甲斐氏は「佐渡が乗っ取られるんじゃないかと言われているが、その形跡は全くない」と説明している。

4月7日の記事。甲斐市長は、中国から観光客や留学生に期待をかける。「トキを通して中国と付き合いがある。これからも中国と交流を続けなければならない。学生も呼びたい。短期の中国人留学生はいろいろなホテルや旅館に泊まってもらえる。中国が佐渡のホテルを買い占めていることもない。むしろ高く買って経営してくれればありがたい」と紙上でコメントをしています。そこには、経済疲弊から脱却するため、韓国に近づいていった長崎県・対馬と同じ構図が見えてくる。佐渡島の中国依存は、過疎化や高齢化、それに伴う経済的疲弊に起因すると、4月11日の特集の最終回の記事を結んでいます。

市長は、3月12日の私の一般質問答弁の冒頭で、佐渡市建国記念の日奉祝式典のフォーラムに対して、「佐渡の市長としては地域の実態をも考えて行動をしていただきたい。佐渡はトキを友好のシンボルとして中国との関係を今後もよくしていかなければならない」と本会議で発言しています。また、来年の北埠頭佐渡インフォメーションセンターのこけら落としに日中韓の国際会議を計画しています。私は、市長の一連の言動がどうしても理解できない。国境離島の市長としての国家主権と国土防衛に対する見解をぜひこの機会に伺いたい。

去る4月12日、全国から選出された北方領土返還運動関係者5人の中の一人として内閣総理大臣にご招待をいただき、東京新宿御苑で開催された桜を見る会に参加しました。その会場で首相は、「給料の上がりし春は八重桜」との自作の俳句を披露。ことしの春闘で大手企業のベースアップが相次いだことを念頭に、政府の賃上げ要請の成果に自信を示していました。しかし、辺地の離島である本市ではその兆しは全くなく、反対に賃下げの現実と税収や人口減少に歯どめがかからない状態にあります。

このような状況下で残された我々議員任期の2年間は、佐渡市の将来の方向性を決する極めて重要な局面にあります。特に新空港開設と世界遺産認定は今後の本市の活性化には不可欠であり、将来を大きく左右するものであります。私は、今回図らずも佐渡市世界遺産登録推進議員連盟の会長の重責につかさせていただきました。平成29年の登録を目指して、力の限り努力する所存です。本日午後には早速議連の勉強会を実施しますが、今後も目的達成のため、状況に即応した各種事業を計画してまいります。皆様のご理解とご指導を賜りますようお願いをいたします。

それでは、質問に入ります。まず、配付した近藤和義一般質問資料により、私見を述べます。これらを踏まえた執行部答弁をいただきたい。近藤資料ナンバー1、集团的自衛権に対する近藤私見。米国が攻撃されたら守るようにして、同盟国として信頼を得たいとの安倍政権の発想と思うが、現在の脅威とみなす中国や北朝鮮がいきなり世界最強の軍事力を有する米国を攻撃する可能性は極めて低い。しかし、日本が

この事例11を公表することにより、邪魔者は先に消せとの対日脅迫の戦略方針をより強めてくると考える。自衛権発動は、我が国または他国への武力攻撃が発生し、放置すれば我が国の存立及び国民の生命に深刻な影響を及ぼす明白な危険が発生した事態にのみ限定すべきである。本来ならば閣議決定ではなく、憲法改正で国民の真意を問う、これが正道であることは論をまたない。

近藤資料ナンバー 2、原子力発電の必要性。原子力発電は、発電時にCO₂を排出しない。原子力発電の導入により、CO₂排出単位は減少してきた。燃料費増加について。経済産業省試算によると、原発が稼働しない場合、原発が平常どおり稼働していた場合と比較した電気料金の値上がり幅は約25%である。日本の貿易赤字も2012年には6.9兆円まで拡大と影響は非常に大きい。エネルギー基本計画（第4次）閣議決定（平成26年4月1日）。エネルギーミックスは、各エネルギー源の位置づけを踏まえ、原子力発電所の再稼働、固定価格買い取り制度に基づく再生可能エネルギーの導入やCOPなどの地球温暖化問題に関する国際的な議論の状況等を見きわめて速やかに示すこととする。

近藤資料ナンバー 3、佐渡のエネルギー事情。佐渡の電源は99%がディーゼル発電で構成されており、独立会計とすると極めて高額な佐渡市民の電気料金の負担となるが、現在まで東北7県一律の設定とされているため、安価に抑えられ、私たちはその恩恵を受けてきた。その大きな要因に発電コストの安い原発があったが、今後再稼働されないと燃料費増加によるさらなる電気料金の高騰が続いていくと予測をされている。化石燃料の発電比率を下げるため、エネルギー源の多様化、再生エネルギーを促進する新たな社会システム（エネルギーシフト）を構築することが、21世紀の国家・地方（佐渡）の未来を決める分岐点と私は考えています。

近藤資料ナンバー 4、公立学校現場における日の丸・君が代に対する近藤私見。1、「君が代」の歌詞の意味。日本国憲法第1条にある日本国民の象徴がいつまでも続いてお栄えになるようにと解釈するのが自然である。

2、「日の丸・君が代」に戦争責任があるか。「日の丸・君が代」に戦争責任はない。戦争責任があると言いついたら、アメリカの星条旗もイギリスのユニオンジャックも戦争責任の塊である。「日の丸・君が代」を戦争に結びつけて議論し、学校教育の場を混乱させるべきではない。

3、先進国と言われる国では国旗・国歌はどのように扱われているか。民主的な考え方が採用されている国では、国旗に対して敬意を払い、国歌斉唱のときは起立脱帽が常識とされている。世界で100カ国以上が憲法で国旗に関する規定を明記しているが、日本はこの規定がない極めて例外的な先進国である。

なぜ法制化が急がれたか。4番目です。平成11年2月28日、広島県立世羅高等学校石川敏浩校長の自殺に端を発した。石川校長が卒業式では学習指導要領に基づいて国旗を掲揚し、国歌を斉唱するとしてのに対し、教職員たちが国歌斉唱を実施するならこれまで続けてきた国旗掲揚はことしは行わないと強く主張。文字どおり殺人的な会議が延べ10時間以上にわたった。この心労による石川校長の自殺をきっかけに内閣は国旗・国歌法の成立へと動き出し、平成11年8月13日、国旗・国歌法が可決、成立した。

5、法制化イコール強制となるか。地方公務員法第32条や地方教育行政法第43条第2項は、教職員について、教育委員会、その他上司の職務上の命令に忠実に従う義務を負うと定めている。この職務命令に従わない場合には、地方公務員法第29条に基づき、任命権者である教育委員会による懲戒処分の対象となる。したがって、「日の丸・君が代」が法制化されたことによって、学習指導要領に記されているように式典

では学校として日の丸を掲揚するとともに、教員は生徒が君が代を斉唱するよう指導することが事実上義務づけられたということである。

6 番目、職務命令と関連判決。「日の丸・君が代」の強制に賛成派は、教育行政が学校の教員に国旗、国歌の指導を強制することは、日本国憲法第19条が定める思想・良心の自由と矛盾するものではないと主張し、反対派は憲法違反であると主張をして、幾度も裁判で争われてきている。国歌「君が代」の起立斉唱に関連した最高裁判所判決は、校長の職務命令は思想及び良心の自由を保障した憲法第19条に違反しない（合憲）という判断を示し、過去の判決全てにおいて原告（教職員等）の敗訴が確定しています。

近藤資料ナンバー5、教育委員会制度改革。来年度より施行の改革内容。1、教育委員長の職務を教育長に移す。2、教育委員長を廃止する。3、教育長と教育委員の兼務を解く。4、教育長は市区町村長、ここでは市長ですが、市長が議会の同意を得た上で直接任命する。5、教育長の任期は4年から3年とする。

近藤資料ナンバー6、市と県の業務の共同化。愛媛県愛南町では、町、県双方とも築40年以上と古い建物で耐震補強等老朽化対策が迫られており、建築費や維持管理費の縮減が図られていると聞いている。文章が途中でした。これは、共同化をするとという意味です。佐渡市の新庁舎建設においても、同様に施設の合同庁舎化が可能か、検討すべきである。

近藤資料ナンバー7、認知症の早期発見と対策。佐渡市においても、厚生労働省の認知症初期集中支援チームの設置も含め、京都市で実施しているチェックシートの作成、配付や認知症カフェの増設などの対応が必要と考える。

それでは、具体的に質問します。1、市長見解を問う。(1)、集団的自衛権。(2)、原発。(3)、非核平和宣言。

2、教育長見解を問う。(1)、日の丸、君が代。(2)、教育委員会改革。

3、計画と進捗状況を問う。(1)、新空港建設。(2)、世界遺産認定。(3)、ホテル・旅館の耐震補助制度。(4)、小木地区老朽ホテルの県との交渉結果と対策。

4、市と県で重複している業務は何か。業務共同化に向けた検討が必要ではないか。

5、認知症患者数と対策。

6、住宅リフォーム事業は当初予算に計上すべきではないか。

7、市営住宅の不法入居と家賃滞納の現状と対策。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（根岸勇雄君） 近藤和義君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。近藤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、集団的自衛権の考え方でございます。先般、中村議員の一般質問でもお答えをしたとおりでございます。この集団的自衛権の問題につきましては国政上の課題であり、私国会におきまして議論をさせていただきたいし、また特に国民的なコンセンサスを得るという手続をぜひお願いをしたいというふうを考えているところであります。まだまだこれがどうなるかということについて結論が出ていないわけでありま

すので、その段階では申し上げられませんが、現段階におきましてはそういう要望を私自身持っているところであります。

原発の問題であります。今議員は、この原発そのものがいわゆるエネルギーの視点からするならば非常に効率のよいものだということのお話がありました。私も全くそのとおりだと思っております。特にこのエコアイランドを標榜する佐渡において、99%の化石燃料を燃やして電気を起こしているというようなことは、これはあってはならないことであります。しかしながら、私はそれとこれとはまた別に考えていかなければならないと思っております。原発につきましては、従来からも述べているように反対であります。なぜ反対であるかということについて申し上げます。1点目は、あの福島原発、あれだけの大きな被害が出て、まだまだ結論が出ていないという実態であります。そして、あの実態を見る限りにおいては、人間の力で原発の事故が起きた場合にそれを防ぐことができないという実態が今見えているからであります。人間の命とエネルギー、どちらが重さがあるかといえば人間の命であるということで私は反対であります。

非核平和宣言の問題であります。非核平和都市宣言につきましては、市民団体から議会に請願書が提出され、これら等を考えても市民の機運が醸成されてきたものと判断をいたしているところであります。したがって、議会の皆さんと歩調を合わせながら宣言を目指したいと考えております。現在、庁内の検討会議において宣言の素案を決定をし、つくっておるわけですが、7月中にパブリックコメントによる市民への皆様からのご意見をいただきながら宣言文を確定をし、8月の終戦記念日、これをめどに宣言をしたいというふうを考えているところであります。

次に、教育問題であります。日の丸、君が代、それからもう一つ、教育委員会改革につきましては、教育長から説明をします。

計画と進捗状況の中で、新空港2,000メートルの問題であります。佐渡空港2,000メートル化は、佐渡の産業や観光の振興のみならず、災害など緊急時の備えとしても本当に重要な飛行場であります。したがって、今早期事業化に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。加賀議員にもお答えをしたところでありますけれども、現在地権者の立場に立って詰めの段階ということでご容赦をいただきたいと思います。

次に、世界遺産認定についてであります。具体的な日程等につきましては世界遺産推進課長に説明をさせますが、私のほうから現在佐渡金銀山の世界遺産の登録に向けまして、県、市一体となって取り組みを行っているわけでございます。平成22年度にユネスコの世界遺産暫定リストに記載されてから登録に向けまして作業が本格化し、平成26年度には国へ世界遺産登録推薦書を提出する大事な時期を迎えているわけでありまして、その作業を今進めているところでございます。それに基づきまして平成29年度の世界遺産登録を目指して、さらに取り組むよう強化をしまいたいということでございます。いろんなご質問がございましたけれども、これに向けまして商工会等との連携もとりながら、のぼり旗等いろんな点で市民の意識高揚を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、ホテル・旅館の耐震補強補助の制度であります。このホテル、旅館など宿泊施設の耐震補助制度につきましては、平成26年3月定例会におきまして議員からご質問をいただき、その方向性についてお答えをしたところであります。現在、特定既存耐震不適格建築物、いわゆる努力義務が課せられている建物

の所有者に対してまず意向調査を実施するため、調査票の素案を今作成をし、庁内関係課で意見の取りまとめを行っているところであります。6月末までに対象者に送付をいたす。そして、7月中にはこの回収を終えまして、調査結果をよく検証し、観光の振興上の効果等を総合的に判断をし、ことしの10月をめどに支援制度のあり方を決定したいと考えているところでございます。

小木地区の老朽ホテルの県との交渉であります。当該危険建築物の安全対策につきましては建築基準法を所管する県が対応すべきだというふうには認識をいたしておきまして、この対応につきまして佐渡地域振興局地域整備部建築課のほうに対策を講ずるように再三要請をしてきたところであります。平成25年8月には文書で見解を求めまして、その際に建築基準法を適用させるには著しく保安上危険であるまたは衛生上有害であることについての相当高度な客観性と明確な根拠が必要との判断、どうもわかったようなわからないような話であります。これまでにまだ対策が講じられておりません。私自身も振興局に対し、佐渡は観光が重要であるということを県自らが話しているにもかかわらずこういう点で本腰を入れていないということについては、非常に遺憾であるということを振興局長には強く申し入れたところであります。このため、新年度に入りまして振興局長から、自らの指示でこの安全対策を講ずるという回答を得たわけでありますので、振興局長が自らこの対策をとるという約束を取りつけました。一日も早く対策がとれるように、私どもも見守ると同時に協力できるところは協力をしていくということでもあります。

それから、市と県で重複している業務というものの、いわゆる業務共同化に向けたということでもあります。市と県の業務については、法令によりましてその帰属が明確になっているにもかかわらず、道路や河川の管理など市民にとってどこが担当しているのかその区分がわかりづらいというものがある、これも事実でございます。議員ご紹介の市と県の職員が同じ庁舎で業務を行う長崎県の取り組みは、このような課題に対処をし、住民の利便性の向上と経費節減を図るための手段であると言えるわけであります。しかしながら、このことが私自身もいいことだとは思っておりますが、新潟県の庁舎設置あるいは管理の方針との兼ね合いもあるわけでありますので、同じ庁舎で業務をすぐにやるということは、これはなかなかできませんが、自治体としてお互いの役割を明確にして住民の利便性の確保を目指すということについてはもっともなことでありますので、今後県との調整を図っていくところでございます。

次に、認知症患者でございます。国では、認知症の高齢者を平成27年度には高齢者の10.2%、約345万人と推計をしているところであります。議員のご質問は認知症の患者数というご質問でございましたが、国等もこれは公表していないわけでございますので、認知症の高齢者ということでお答えをさせていただきます。10.2%、約345万人と推計をいたしております。この推計方法と同様に佐渡市の要介護認定者数から推計いたしますと、現在3,100人程度、これは高齢者数の13%の方が認知症患者ではないかと推計をしているところでございます。佐渡市では、昨年度から国の認知症対策5カ年計画であるオレンジプランに基づきまして、認知症施策総合推進事業を佐渡市いきいき活躍盛り応援プランに盛り込んで取り組んでいるところであります。今年度からは、状態に応じた適切なサービス提供の流れである認知症ケアパスの作成普及を図っていくところであります。来年度以降の予定といたしましては、家庭訪問によるアセスメントや家族支援を行う認知症初期集中支援チームの設置に向けて取り組み、地域における支援体制の構築を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、住宅リフォームの問題であります。住宅リフォーム支援事業につきましてはこれまでも経済対策

の一つのメニューとして位置づけまして、計5回を実施をいたしました。この成果というものは、大きな成果があったというふうに認識をいたしているところでございます。このことを含めまして、今後とも社会情勢や経済の状況をよく見きわめながら、景気のカンフル剤的要素と思って実施していきたい、そういう方向ではございます。しかしながら、一方住宅の耐震化を促進する観点から現在実施しております住宅の耐震診断補助及び耐震改修補助等との組み合わせの中でこの住宅リフォームの支援事業というものがやっていけないのかどうか、そのことについて検討を指示をいたしましたところでございます。

次に、市営住宅の不法入居と家賃滞納の現状でございます。当該不法占拠者は入居承継手続期限の平成24年7月26日以降も権原のない住宅を占拠し続けていたため、平成24年8月10日を明け渡し期限として自主退去を促してきましたけれども、結果として現在に至るまで住居を使用し続けておりました。この間、市といたしましては保護司や関係者との対応で協議をしまいいりましたけれども、このたび協議を継続する余地がない事案が発生したことを受け、当該占有者に対して建物の明け渡し請求の訴え並びに当事者本人及び保証人に対して被相続人の滞納家賃請求と不法占拠に伴う家賃相当損害賠償金請求の訴えを提起すべく、今6月定例会に追加議案として提案させていただくものであります。なお、現状では市営住宅使用料の現状での滞納状況等これらに係る徴収対策については、建設課長に説明をさせます。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 補足答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 教育長の見解ということでお尋ねあったことにつきましてお答えいたします。

1点目、日の丸・君が代についてでございます。国旗・国歌法案が制定されました趣旨のとおり、子供たちが将来国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、日本の国旗、国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに諸外国の国旗、国歌も同様に尊重する、そういった態度を育てていくこと大変重要であるというふうに考えております。佐渡市の学校におきましては、学習指導要領に示されたとおり、式典時等の国旗掲揚、国歌斉唱を適切に実施しております。今後も、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるように努めてまいりたいというふうに思っています。

2点目の教育委員会改革につきましてですが、昨日もお答えさせていただきましたが、このたびの教育委員会制度改革は、責任の所在、迅速な対応等の課題に対応できるよう改革されたもので、教育委員会を執行機関として引き続き存続させることにより、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図ることにあると認識しております。法案が成立いたしましたので、新たな教育委員会制度を十分に研究して、改正の趣旨に沿った教育委員会を目指し、市民の期待に応えられる教育が推進されますよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 補足説明を許します。

安藤世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（安藤信義君） ご説明いたします。

佐渡の世界遺産登録は、島内に現存する金銀山遺跡を登録させるということを計画しております。これ

までの経過と今後の予定ですけれども、先ほど市長が申し上げたように、平成22年度にユネスコの世界遺産暫定リストに載りました。現在、日本国内では12件ございます。26年度、本年ですけれども、世界遺産登録推薦書を国へ提出いたします。これは25年度から始めた作業ですけれども、内容としましては世界遺産登録にする価値、それと保全の目的等々が、日本語版と英語版で約500ページになりますけれども、これを27年の3月31日までに文化庁のほうに提出をいたします。文化庁のほうでは、27年度に、9月末までに閣議了解を経ます。その後、28年の2月1日までにユネスコへ提出をすることになります。その28年に提出された推薦書をもとに、ユネスコの附属機関でございますイコモス、これは国際記念物遺跡会議と申しますけれども、ここによる現地調査及び書類審査が行われます。21名の審査員で、書類審査が20名、現地審査が1名。現地につきましては、28年の7月から8月に1週間の予定で行われる予定です。この審査を受けまして、29年のイコモスの勧告がございしますが、例年ですと5月に行われる予定です。勧告の内容は、1、記載、2、情報照会、3、記載延期、4、不記載となりますけれども、この勧告の上位を目指しております。この5月の勧告を受けて、同年の6月に世界遺産登録委員会が開催され、世界遺産登録となります。これにつきましては6つの基準がございまして、その中の一つでも該当すれば世界遺産登録というふうになります。以上のプロセスで世界遺産登録を現在目指しております。

そのほか、現在取り組んでいる内容としましては、啓発活動につきまして島内でのポスター及びのぼり旗の掲示をしておりますが、ことしも各種講演会や現地視察を実施する予定であります。あと民間レベルでは、現在市内の民間団体といたしまして8団体、会員数で約2,300人ほどになりますけれども、そのほかに新潟市を中心としました市内に1団体、会員数600人ほどおります。また、この後ですけれども、首都圏連合会の方におきましても団体をつくっていただける見込みで今頑張っているところでございます。それぞれの団体につきましては、自主的に講演会、学習会の開催やイベントでのPR活動、あるいは細かいところですが、草刈りやごみ拾いまで世界遺産の保全の活動を通じて盛り上がりを担っていただいているところでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 補足説明を許します。

金田建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

平成26年5月末現在の市営住宅使用料等の滞納額でございしますが、4,950万円です。ちなみに平成24年度末の滞納額は6,010万円で、平成25年度中に約1,060万円解消したことになります。今後とも事務処理要綱に沿って着実に滞納整理のほうを行っていきたいというふうに考えておりますし、また悪質な滞納者につきましては明け渡し請求を行うなど、場合によっては法的措置も辞さない姿勢で取り組んでいく所存であります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 再質問をしますが、冒頭長い時間かけて国家主権、国土防衛を言いましたが、市長、コメント何もないですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 通告になかったものですから、私は答えませんでした。私は、国と国との関係でありますから、それは国と国とが国会でやればいいことであります。私は地方として、これはトキの島でもありますから、そういう意味では友好関係を結んでいかなければならないと、この基本的なスタンスは変わっておりません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） その辺私と平行線なので、これ以上の質問はやめますが、集団的自衛権で市長は先日同僚議員に答えたとおり、きのうですか、国会で審議する事項であるということでありました。

近藤資料ナンバー1をごらんになってもらえますか。事例の8というのが、上に絵があります。これは、安倍総理が頻繁に記者会見でも予算委員会でも提示している北朝鮮が韓国に攻め入ったときの朝鮮有事の際の事例と言われています。そのときに日本は4万人いる邦人を輸送できないから、アメリカの艦船に頼む。アメリカからそれを防護してくれと言われたときに、日本はどうするかという話であります。私は、これは理解できるのです。

ところが、その事例が全部で15あるのですが、事例11が理解できない。これは、中国、北朝鮮と言われていますが、そこから大陸間弾道弾を飛ばす。向けるところは、アメリカ本土とハワイ、グアムです。ちょうど日本の上空を飛ぶから、日本が途中で迎撃して撃ち落としてくれとアメリカに言われた場合に、日本はどうするかという問題です。安倍総理は、これは集団的自衛権で撃ち落とすべきだと言ってます。ところが、これを撃ち落とした場合、何が起きるかという、可能性として言いますが、世界最強の軍備を持っているアメリカに直接北朝鮮なり、中国が弾道弾を撃ち込むなんてことはまずありません。ないけれども、この事例11を世界に公表した場合にその国々は、邪魔者は先に消せという軍事的圧力が物すごく強くなると思うのです。

そこで、一番下の絵見てください。これ中国人民解放軍の対日攻撃の概念図なのです。中国本土は中国語で書いてありますが、これが太い線がほとんど原発を狙っています。細い点線が東京、名古屋、大阪も射程に入れて彼らの計画が成り立っているわけです。市長は、国会で審議するべきだし、佐渡関係ないみたいな話を先日も答弁、きょうも答弁していますが、実は違う。ガメラレーダーは射程に入っている可能性が強い。それと、この絵を見てください。世界第一の規模を持つ柏崎原発が真っ先に撃ち込まれるという計画です。そうすると、佐渡の半分は50キロ圏内で放射能をかぶってしまうのです。佐渡関係ないなんかとんでもないです。佐渡の、離島国境の市長としてこれは意見を言わなければいけない、そのケースではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私は、佐渡は関係ないなんて一言も言っておりませんので。つまりこういう議論というのは、もっと国会の中で、国の中で詰めていただかなければならないし、国民的なコンセンサスというのを得なければだめなのです。もっと具体的に言うならば、憲法第9条において放棄をしているわけで

す。まずこれが第一前提です。

もう一つは、1981年以来、政府見解としてこれがもうずっと一体的なものが来ている。それがいつきの政権においてそれを変えるということはいかなるものかということがある。

もう一つは、私は個別的自衛権の範囲というものを議論していなくて、集団的自衛権のところでもういろんなことを言っているということ自体がちょっと疑問なのです。したがって、そういう視点からすれば、佐渡は関係がないのではなくて、今議論をこういう視点で国民的なコンセンサス、もっと言うならば憲法を変えんということになるのだろうけれども、そういうところの議論をしてほしいということを要望するだけであります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 考え方は私と全く同じではないですか。本来これは国民の真意を問うて憲法改正が正論でしょう。ただ、こうやって進めている段階で、例えばげすな意見を言うと、同僚議員が言っていたからまねして言いますが、佐渡が危ない立場にあるから国に対してガメラレーダーを持っている危険手当を要求するとか、柏崎原発で相当被害を佐渡市も食うからそれに対する危険防止のための飛行場の建設費を要求するとか、そんな方法がたくさん佐渡市長としては、これを、この危険性を回避するためにとれるのではないかと私を言いたいのですが、いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 具体的にどういう事例があって、どういう対応が今後起こるのか、対応といいますか、事案が起こるのかということは、これはいろいろ予測はされるわけでありすけれども、しかしそういうものも含めて今国会で議論をしているわけでありすから、結論からいうならば国民的なコンセンサスを得るような方向に持ってってもらいたいというのがまず今の段階で私の言える立場であります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 非核平和宣言です。私、県の連合青年団長を2期やりました。私の先輩で佐渡で県団の団長をやったのは、猪股悌二郎さんが初代、2番目はここにいる金子克己さん、私3代目なのですが、その後私は日本青年団協議会の役員、幹事をやっていましたが、そのときの運動方針が、核兵器廃絶が第1。第2が男女平等、母性の保護。3番目が北方領土返還、これは今も続けています。そういうことで、私は広島、長崎相当な回数行ってまいりました。若いときです。32歳まで青年団やっていましたが、私たちが日青協で平和運動をやっているときに実は世界大会を開催していたんです、日本青年館で。ところが、途中で原水禁と原水協がけんかを始めまして、分別して私たち市民団体との統合した世界大会ができなくなったのです。原水協というのは原水爆禁止日本協議会、共産党系です。私たちが原水禁と言っていたのは、原水爆禁止日本会議、社会党系。彼らが分裂しまして大きな世界大会開けなくなった。そんなことがありました。

当時から私が思っているのは、NPT、核非拡散防止条約、核拡散防止条約とも日本語で解していますが、非常におかしい不平等条約だと思っていました。今もそうです。戦勝国、常任理事国がアメリカ、ソ

連、イギリス、フランス、中国だけが核を持ってもいい、核武装してもいい、ほかの国は持っていけないという条約なのです。そんなことあり得ないと私はずっと思っていました。ところが、そのNPTから脱退をして、北朝鮮も持つわ、今インド、パキスタン、イスラエルも持っていると言われてますが、この現状、市長は非核宣言をするわけですが、常任理事国、戦勝国だけが今でも持っているこの条約をどう思いますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 一佐渡市長と言えるべきものではありませんが、今せっかくのご質問でございますので、私の考えだけ述べさせていただきますけれども、この核というものが平和裏に使われれば何ら問題ないわけ。これが戦争等いろんなところに使われるということが問題であります。その中で、今の国連の機能というのが非常に弱くなっているということが事実なのです。そういう抑制するというものがなかなか今働いていない段階で、やっぱり全世界的にこのものは非核というところに持っていくべきだと私は思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 市長は原発も反対ですから、非核平和都市宣言をしたいと考えていると思います。でも、県内20市、30市町村の中には、柏崎、刈羽を含めて核兵器廃絶平和都市宣言をしています。新発田も、十日町も、田上も、出雲崎も、津南も、関川もそうです。それはどうしてだと思えますか。あえて非核平和ではなくて、核兵器廃絶を宣言しているのです。どうしてだと思えますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 佐渡市の非核平和都市宣言というものについては、先ほどご答弁を申し上げました。その内容としましては、核兵器廃絶、非核三原則、戦争反対、恒久平和、これを柱としてつくるということとでございますので、それはそっくり入っているということで、ほかのところはどうやるかということよりも、私ども佐渡市としてはこの3つのものを柱として今回の宣言をしていきたいと、こういうふうに思っています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 市長はご存じないと思いますが、非核宣言というのは原発も入るのです。ですから、柏崎、刈羽を始め多くの市町村の中に意見がまとまらない市町村があるのです。ですから、あえて核兵器廃絶宣言に切りかえている。私はそう聞いている。市長は原発も反対ですから、非核の宣言でいくのですね。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今ほど申し上げましたように、佐渡市の非核平和都市宣言というものの骨子については、現在核兵器の廃絶、非核三原則の問題、戦争反対と、この三つを根底に置くと、こういうことでご

ざいます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 時間がもう14分になってしまいました。住宅リフォーム、どうしてもこれは本会議で質問しなければいけないと思っていました。過去何回か、5回ですね。答弁によると、住宅リフォーム事業をしてきた。これは当初予算に組むべきだと私はっきり通告に書いておきましたが、6月補正ですと、課長、工期はいつからいつになるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

金田建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

今議会でご承認いただけた場合、7月から8月にかけて住民の皆様に周知をさせていただきまして、9月中に審査を終え、10月1日、頭から事業着手できるようにさせていただきたいというふうに考えておりますし、事業の完了年度は27年3月末というふうに考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 市長、いいですか。10月から仕事を始めて3月末の工期。私、市長室にも陳情に行ったことがあります。つまり10月から始めると、11月しか仕事ができない、外工事。12月、1月、2月なんというのはほとんど仕事ができる日がないのです。3月締めでしょう。当初予算に組むべきでしょう。業者を景気回復の施策だと言って泣かすようなことはやめましょう。3カ月、正味1カ月しか工期がないような事業はありません。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

金田建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

これまで前2回、新住宅リフォームの実績を見ますと、半年間の補助金ベースでの実績が約1億円程度でございます。1件当たりが30万円から40万円程度ということと判断しますと、半年間で約1億円というふうな試算も今回計上した一つの要因であります。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 市長、何で、佐渡なんかあと4年たっても5年たっても景気がよくなる可能性が少ない。景気対策ですから、当初予算に十分な工期を業者に与えて組むべきではないですか。当初予算で何で組めないの。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 消費税の問題とか、いろんな経済状況の変化がございます。それに基づきましてハ

ローワーク等と相談をしながら景況調査、景況判断というのをやります。その段階で、あっ、この業界はこの辺ちょっと問題だなと、そこのところのカンフル剤を入れるというのが経済対策です。ただ、当初からこれをやるということに対してはそれでは、これ建築業とか、そういうところが中心になるのかと思うのですが、ほかの業界の人たちに対しても常にやっておらなければダメなのです。常にやっておらなければダメだというふうに私は思っているのです。したがって、これは景気が、現実の姿としてこの対策を打った場合に次の段階では上がるのですよ、当然だけれども。そういうことをやっぱり狙っていくのが私は大事だと思ってこれやって、ただしそれとあわせていわゆる耐震の問題等々が今やっているわけでありますので、そこのところとあわせながらそういう対応がとれないかということについては今指示をいたしているところということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 金子副市長、どう思います。これ当初で組むべきではないと思いますか。

○議長（根岸勇雄君） 補足答弁を許します。

金子副市長。

○副市長（金子 優君） 経済対策ということだと、景気判断を今ごろしてということだと思います。それから、これが継続ということになりますと、これは非常に金の動きが遅くなるので、これは当然年度内におさめることが第一だと思います。それから、当初に盛る場合に、景気対策というよりもリフォームをしたい方がたくさんおるといふことの目的であるなら別です。業者を救うのか、本当に市民がリフォームしたいということで盛るかという判断のところだと思いますし、それから景気対策が半年なのか、1年なのか、2年なのかというこの判断をするのも我々でしょうし、市長だと思います。したがって、年度内におさめるということが基本でございすけれども、その判断をする時期をいつにするかというのが実際に当初に盛るか、補正に盛るかという時点だと思いますし、それから経済対策というものを半年なのか、1年なのか、2年なのか、こういう判断をするのも当初予算にのるか、補正にのるかという論点だと思います。今はそういうことで、今の時点で経済対策ということで、建築業が非常に仕事が少ないということで、今回盛ることが必要な判断ということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 何かふだん話している意見と全然違いますね。

課長、これ事務員を置いている工務店しかほとんど受けることできない。普通の大工さんは図面もよく描けないし、略図しか描けない。見積もりもその程度の略式のものだと思うのですが、その個人的な業者も入れられるようにするべきではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

金田建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

前2回の、特筆して言えば前回の支援制度におきまして、いわゆる提出書類の簡素化ということを図っておりまして、写真とか手書きの書類、平面図。そういうものについては我々職員のほうでチェックをし

まして、可能というふうなぐあいにはさせていただいておりますし、素人の方でも添付できるようなもので採択をするという方向で、利用される方に便宜を図るということを念頭に補助の交付のほうをいたしておるといふような次第であります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 二重行政に行きます。まず、端的な現在の例で言うと、両津支所の3階に地域整備部の県職員が35名入っています。これが、まず聞きたいのは、現在家賃もらっていますか。家賃を取っていますか、佐渡市。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

現在、県との契約に基づきまして使用を認めているわけですが、使用料、いわゆる建物、それか土地の使用料につきましては、規定によって免除ということではしています。それから、共益費ということで、光熱水費あるいは施設の点検委託、清掃委託料等々の面積割をした分でもらっているということになっています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 県とのやりとりがもう始まっているし、今後も始まる物件もあるので、私はここ強く突くつもりはないのです。ただ、今の答弁うそです。私、契約書きのう総務課からもらいましたが、無償で両津へ入れるなんて一言も書いていない。契約に何もありません。

もう一つ、近藤資料別紙の右側見てください。これもきのういただいた表です。手書きで落書きがたくさんついていて済みません。まず、これは北埠頭の県の庁舎を佐渡市が買ったときの根拠となる計算の報告書なのです。私はてなマークつけたところ見てください。まずは、標準耐用年数60年と書いてあります。下の私の四角の中の手書き見てください。旧大蔵省も、財務省も、国税庁も最高が50年です、鉄筋の場合。60年なんていうのは昔からあり得ない。私相当調べました。何で60年で設定しているの。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明いたします。

この補償料の算出に当たりましては、両津港北埠頭物件補償調査業務委託ということで21年の10月にコンサルタントに発注をしております。そこで、今耐用年数の問題でございますが、この補償料の算出に当たりましては、損失補償算定標準書というものが北陸地区用地対策連絡協議会で示しております。その中に等級がございまして、その内容といたしましては建物の構造、建物の用途ということで、今回の建物につきましては事務所用として判定をいたしまして、あと構造関係でございますが、構造の肉厚が9ミリから4ミリということで、それに照らし合わせると60年ということでございますので、その年数を採用したということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 60年はあり得ないと言っているではないですか。それにあの壊した建物は、半分以上が倉庫です。倉庫は38年、31年のデータもありますが、38年以上はどこ調べても国の制度の中ではありません。つまり事務所があれ4割ぐらいで、6割ぐらいが倉庫だったでしょう。本来38年で計算すべき。だって、60年なんていうのは絶対ないし、仮に千歩譲って60年としても46年経過しているの、残が14年でしょう。私手書きで書いておいた。計算が全く違うではないですか。7,700万円になるべきなのに1億2,800万円も佐渡市が払っている。これどうして。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） ご説明いたします。

先ほど事務所用か倉庫かというような、倉庫ではないかというような話がありました。そこで、コンサルタントの耐用年数の判定理由といたしましてちょっと読み上げてみますが、「現地調査の結果、主要構造部は鉄骨づくりであることを確認した。また、建物は倉庫用途部分が過半であるが、事務所部分と倉庫部分の躯体断面及び柱間が同一であり、H鋼加工による十字断面の柱構造であるため、一般的な倉庫躯体を上回る鉄骨量と考えられ、事務所用用途による統計値資料が妥当と判断した。この判断により、等級別耐用年数表に従い、耐用年数を60年とした」というものでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 全然答弁してくれないので、だから冒頭に言ったように、これ21年でしょう。もう四、五年たっている。法的にはまだ幾らでも取り返せるのですが、これから県との関係もあるし、深く突っ込んでいくのはやめますが、これは私の計算右側に書いておきましたが、50年以上あり得ないから、しかも半分事務所です。そうすると、1,300万円程度でいいのを1億2,000万も払っているという話ですから、今後こういうことのないように、ワンフロアで県と佐渡市と一緒に仕事をするようになったとしてもこの前提は頭の中に入れておいてください。これ大失敗。当時、書いておきましたように、交渉は市が全面的に折れる形で、県の言い値で、違法性が強い言い値で契約3月4日にして取得しているのです。今課長が読んだ文書を全部私持っているけれども、分析したって正当な文書ではない。勝手に60年と県が金取りたいからつけたので、どこを探しても耐用年数は50年以上ないのですって。もう一回答弁します。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明をいたします。

先ほども言いましたように、コンサルは損失補償算定標準書に基づいて算定をしたものでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） もう一点、7分ですか。これ推定再建建築費が3億3,200万円と書いてありますね。

普通の取引の場合は、もう46年過ぎていて、46年前今幾らで建設したか、多分5,000万程度でしょう。それを新築した場合を前提に3億円に対して経過年数で割って、1億2,000万を佐渡市が払った。これはかなり違法性あります。だって、毎年毎年減価償却を落としていく、5,000万で46年前に建てたのはもうとっくにあれでしょう。あと30万残っているぐらいになるのでしょうか。それを新築値段を前提に佐渡市から金取っているのです。絶対うそです。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明いたします。

再建築価格につきましては、現在建てると幾らかというようなことでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 時間がありませんが、これから県とのお付き合い深くなるとは思いますが、こんな間違いは犯さないように、まだこれ四、五年前の話ですから、やり直して金取れることはできますが、それは佐渡市としてやらないほうがいいと思いますので、こんな大きなミス、しかも手書きで書いておいた。アスファルトの舗装まで移転補償で払っているのだ。それが残存価というのは普通5%しか残せないの、商法上。20%何十年たっても残した。その残金を229万も払っているのだ。そんなことあり得ないというの。何十年たったアスファルトが残存価2割なんてことはない。そのほかに損率2割もかぶせて取っている。これも聞いたほうがいい。答弁できる。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明をいたします。

今、工作物移転補償ということでアスファルト舗装部分が残存価格20%となっているということでございますが、詳細は表にあります。具体的に2割を残したという根拠まではちょっとわかりかねます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 老朽化の小木のホテルです。市長、ありがとうございました。県が何とかするということの答弁だったと思うのですが、もう一回答弁いただけますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 一言で言うと、これについては地域整備部の建築のほうの課長及び担当のほうに話をずっとしてきたのですが、なかなか前に進まない。とすれば振興局の、県の問題ですから。問題けれども、振興局というのは佐渡においてその代理をしているわけでありますから、その振興局長が、あなたが責任を持ってやるものではないですかと、担当者の問題ではない、したがってあなた自身がやってくださいよと、了解したと、こういうことです。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君）　きのう小木の同僚議員と話していましたが、せめてあしたあさってにベランダだけは撤去したらどうですか。そうすればあの道路半分バリケードで塞ぐ必要はなくなるというふうな話していましたが、市長、どう思います。

○議長（根岸勇雄君）　答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君）　きょうのお昼までは一般質問で頭いっぱいありますので、午後からその対応をとらせていただきます。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君）　教育長、日の丸、君が代、あなたが教育長になる前に強制かどうかということであらう私と口論になったことありますが、今どう思っていますか。

○議長（根岸勇雄君）　答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君）　お答えします。

強制はできないものと思っています。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君）　先ほど長々と私説明したけれども、強制をしなければならぬというのが最高裁で全部勝っているのです。それでも強制ではないのですか。義務と強制は違います。

○議長（根岸勇雄君）　答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君）　お答えします。

この資料にあるもの、これはいろんな場合によって、文部科学省の解釈であったり、裁判所の判断であったりというものだと思います。私が言うその強制というのは、国旗掲揚、それから君が代斉唱については、今学校では学習指導要領で式典等で掲揚、それから斉唱するものとするという、これはあります。これ以外のところで掲揚しなさいよ、歌いなさいよということを無理強いするといえますか、そのことを私は強制というふうにとります。そういうものについては、国旗、国歌については強制されるべきものでないというふうに解釈しております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君）　児玉教育長、公立学校現場における日の丸、君が代に対する意見を聞いているの。外へ出て各校長が強制的に日の丸立てろなんていう話ではなくて、公立学校の現場における日の丸、君が代は義務、強制でしょう。そうしないと懲戒処分の対象にもなるし。それと、今教育長の意見で大きな間違いは、いろんな人がいろんな意見を言っているというのは当然です。でも、最高裁判決より上はありま

せん、今日本国家の中では。立憲主義の日本国の中で、これはもう十何回です。全部こういう最高裁判決が出ている。この最高裁判決が間違いだとあなたは言いたいわけ。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） お答えします。

この判例については、このとおりだというふうに考えます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） これもそう突っ込む場所ではないのだけれども、私の考え言います。もし強制でなかったとしたら、地方公務員である公立学校の教師の先生方は強制的に生徒に指導をする立場にあるのです。子供がそれを聞くか聞かないかは強制ではない、それが正式な答弁ではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） お答えします。

そのとおりだと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 空港ですが、いつも大詰めとの話、説明をいただいています。大詰めというのは、大体いつごろを指すわけですか。市長に聞いたたびに来月、来月と言っていますが、今の段階でいつごろめどが立ちますか。地権者同意の話です。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 本当に一生懸命頑張っているつもりなのです。私自身も個人、個人をお訪ねをしてやっているのです。これは事実ですけども、例えばあしたまでにやるとかあさってまでという約束はできない。相手の人もいることです。

それともう一つ、やっぱりいろんなところからいろんな声が入るのです。そうすると、またもとへ戻るようなこともあるのです。そこは何か私が一生懸命やっているときに邪魔するようなのがいっぱいいるものだから、その辺でも非常に困っていることも事実なのです。だから、そういう意味では、あしたとか、あさってとか、何月何日ということは申し上げませんが、一生懸命やっています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○23番（近藤和義君） ちょっと後ろ静かにしてもらえるとありがたい。

10年、15年かかる、同僚議員も同じようなことを質問している人もいますが、今度は大型ヘリがつけるようになってかなり前進をしたと思いますが、課長、私が以前に提案した、とにかく小さくてもいいし、ドルニエで首都圏へ飛ばしながら2,000メートル化を進めたらどうですか。私の聞いた範囲ではできると

聞いているのだよ、飛行機会社は。あなたは全然だめだと電話一本で言っているけれども、その方法が一番いいのではないですか、15年も私生きていないけれども。ただ、一方で首都圏へ飛ばしながら2,000メートル拡張をすると、それが必要ではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

そのような考え方については一理あると思いますが、調布の飛行場につきましてはご承知のとおり滑走路800メートルでございます。それから、東京都が管理する飛行場で調布、府中、三鷹3市にまたがっておりますし、都との協定により騒音等の地域住民に配慮するため、離着陸回数等の上限も定められておりますし、別途覚書等厳格な取り決めがされております。その中で、東京都の島嶼対策ということで、伊豆諸島の4島に限定をされて今飛んでおります。今お尋ねの会社がどこの会社かわかりませんが、実際に調布から大島のほうへ飛んでいる航空会社のほうに直接お伺いして聞いた経緯もございますし、東京都のほうにもお伺いした経緯がありますが、可能性は極めて難しいというふうにお聞きをしています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 先輩議員が……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○23番（近藤和義君） 先輩議員、あなたのこと言うのだ。150億残っている。あと、支所、行政サービスセンター、本庁やるのが50億ぐらい要るので、100億残るし、それで50億ぐらいで飛行機2機を買ってやって飛行機会社にその旨交渉すれば、だめだと言う飛行機会社はゼロでしょう。どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

機体を購入してということになると、初期経費については何らかの措置がされると思いますが、あくまで現空港を活用して首都圏等に飛ばうとした場合には、現在の滑走路では搭乗制限が生じます。したがって、仮に50人乗り等が飛びましても平均23席ぐらいということで一定の制限が生じますので、県の試算によりますと4億円を超える赤字が見込まれるというふうになっております。したがって、そのランニングコストを誰が負担するかという問題も生じますので、現在県においてはそのようなランニング部分の負担等について想定はされておられません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 50人乗りを座席30席とって20人のやつで飛ばすとそういう計算になるという話でしょう。私が言ってるのは、最初から20人乗りを首都圏へ飛ばせば赤字幅は物すごく少ない。今の新潟と飛んでいる赤字幅ぐらいでいけると聞いています。もう一回検討してみてください。

それで、建設課長に聞きますが、あなたは2人、2件長期滞納者を今度訴訟に持ち込むと言っていたが、その2件は何年以上の滞納者ですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明許します。

金田建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

2名につきましては、再三これまで面談の通知等により、誓約書や納付計画の提出を求めましたが、未提出または提出されても一切の納付がないというような悪質のものでございまして、一番古いもので佐渡市合併からの者も1名おりますし、平成21年というふうな方もいらっしゃるということで、個人……

〔「今度の2人は何年」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（金田一則君） 2人だけです。もう一人は不法占用ということで、今回の23日に上程する議案につきましては、不法占用者が1名、悪質滞納者が2名ということで、3名を予定してございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 不法占拠が1人だろう。あと、2人は長期滞納者でしょう。その長期滞納者は、何年滞納した人ですかと聞いているの。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

金田建設課長。

○建設課長（金田一則君） 説明いたします。

平成16年に佐渡市が合併したときからの債権を有している者が1名、それから平成21年ですか、そういう者が1名でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 課長、甘いと思います。あなたのデータでいくと、5年以上滞納87人、7年以上滞納29人、10年以上6人、15年1人。そんなことですから、5年以上全部やったらどうですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

金田建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

滞納者、先ほど申し上げました平成25年度末で4,950万で、176名ほどということで把握してございますが、全員に面談、それから納付計画、誓約書等を書かせておりますし、今回訴訟を、議案を提案させてもらったものにつきましては、そういう申し出に一切不誠実であるというふうなことで今回上げさせていただいたことでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 教育委員会ナンバー5ですが、今度新しく総合教育会議が創設されます。これは、市長、教育長、教育委員会委員の委員らで構成する会議で、このデータによりますと、教育長アンケートですが、市長の発言力が高まる62.6%、これはいいことだと思うのですが、教育長と市長に見解を求めます。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） お答えをします。

教育総合会議というものが設置されますが、そのことで市の教育施策等について十分審議されるということ、これはいいことだというふうに思っております。このいろんな運用につきましては、まだまだこれから研究していかなければならないというところを感じておりますので、十分勉強をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） これは全国の教育委員長を対象にしたアンケートだというふうになっておりますが
……

〔「教育長」と呼ぶ者あり〕

○市長（甲斐元也君） 教育長ね。教育長を対象であります、市区町村長の発言力が高まる、私はいいことだと思っておりますし、別に無謀なことを言うつもりもございませんので、正しいことを言う意味におきまして発言力が高まるのはいいことだと思っています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（根岸勇雄君） 以上で近藤和義君の一般質問は終わりました。

○議長（根岸勇雄君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、23日月曜日午前10時から追加議案の上程等を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時34分 散会